

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

□□年□□月□□日

和歌山県知事 様

申請者

住所 〒 640-□□□□  
和歌山県和歌山市△△□□番地

ふりがな まるべけ

氏名 ○× 株式会社

代表取締役 和歌山 健太



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 073-4□□-□□□□

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>積替え・保管を含まない。          1. 廃プラスチック類 2. 木くず 3. がれき類 4. ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 5. 汚泥          3は、石綿含有産業廃棄物を含む。          5は、水銀含有ばいじん等を含む。          水銀使用製品産業廃棄物を含む。</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 和歌山市△△□□番地 電話番号073-4□□-□□□□          事業場 同上 電話番号 同上</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>別添のとおり</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>該当なし</p>
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	和歌山市	第072□□□□□□□号
	大阪府	申請中(申請日平成〇〇年〇月〇日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
		法人名称及び住所は、履歴事項全部証明書記載のとおり記入してください。
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
<small>まるへけ</small> 〇×株式会社		和歌山県和歌山市△△□□番地
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
		住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
	役職名・呼称	住所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
	役職名・呼称	住所
わかやま けんた 和歌山 健太	昭和45.3.10	和歌山県和歌山市□□□□番地
	代表取締役	和歌山県和歌山市△△□□番地
わかやま たろう 和歌山 太郎	昭和15.10.23	和歌山県和歌山市□□□□番地
	取締役	和歌山県和歌山市□□□□番地
わかやま ほなこ 和歌山 花子	昭和16.12.15	和歌山県和歌山市□□□□番地
	取締役	和歌山県和歌山市□□□□番地
きしゅう けんじろう 紀州 健次郎	昭和35.8.13	和歌山県海南市▽▽□□番地
	監査役	大阪府和泉市◇◇□□番地

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	30,000株		出資の額	15,000万円
(ふりがな)氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍	
		割合	住所	
わかやまけんた 和歌山健太	昭和 45.3.10	15,000株	和歌山県和歌山市□□□□番地	
		50%	和歌山県和歌山市△△□□番地	
わかやまたろう 和歌山太郎	昭和 15.10.23	7,500株	和歌山県和歌山市□□□□番地	
		25%	和歌山県和歌山市□□□□番地	
株和歌山環境	代表取締役 和歌山花子	7,500株		
		25%	和歌山県海南市▽▽○○番地	

株主が法人である場合は、生年月日欄に当該法人の代表者の職名及び氏名を記入してください。

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住所	
和歌山次郎	昭和46.4.1	和歌山県和歌山市□□□□番地	
	営業所長	和歌山県和歌山市□□○○番地	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

※提出部数に申請者の控えは、含みません。

※手数料欄

許可申請事務担当者		
担当部署	ふりがな 氏名	電話番号
代理人	和歌山 五郎	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇